国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証と保険料決定通知書

新しい保険証を郵送します

現在お使いの保険証は、7月 31日盆が有効期限です。新しい 保険証は、7月中旬に簡易書留 で郵送します。8月以降は、新 しく届いた保険証をご使用くだ さい。



国民健康保険の 保険証



後期高齢者医療制度 の保険証

淡いセピア色に変わ ります。

後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を郵送します

2020年度の後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を、7月中旬に郵送します。納期限までに納付してください。

納付義務者

75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の 障害があり後期高齢者医療制度に加入した方

保険料の計算方法

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した額です。





所得割額 (前年の所得-33万円) ×所得割率8.39%

納付方法

年金を受給している方は、年6回の年金支給時に天引きされます。ただし、次のいずれかに該当する方は、 □座振替または納付書で、7月~来年2月の年8回払い となります。

- 年金受給額が年額18万円未満の方
- 天引きされる介護保険料と後期高齢者医療制度保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超える方

口座振替による納付

保険料の支払いは、原則として年金からの天引き、 または□座振替です。□座振替は、一度手続きすれば 翌年度以降も自動的に振替となります。

申込方法

- 通知書に同封の□座振替依頼書を郵送
- ●区役所市民総合窓□課または市民センターで直接 (キャッシュカードを持参してください)
- ホームページの申込フォームから

千葉市 Web口座振替受付サービス Q

健康保険課 ☎245-5145 Ѭ245-5544

保険料軽減措置

世帯の所得が低い方などには、保険料の軽減措置があります。申告がない方は対象になりませんので、お住まいの区の市民総合窓口課に申告してください。

• 低所得者に対する軽減(均等割額の軽減)

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減割合
33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入	7割
80万円以下で、そのほかの所得がない世帯	/ 힘
33万円を超えない世帯のうち、上記以外の場合	7.75割
〔33万円+(28.5万円×被保険者数)〕を超えない世帯	5割
〔33万円+(52万円×被保険者数)〕を超えない世帯	2割
2020年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得については、年金	
所得から特別控除額15万円を差し引いて計算	

• 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

制度に加入する前日に会社の健康保険組合など被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額がかからず、均等割額は資格取得後24カ月間5割軽減されます。

一部負担金の割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合は、前年中の所得などにより判定します。

• 1割負担となる場合

同じ世帯で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、2020年度市民税の課 税標準額145万円未満

3割負担となる場合

上記以外。ただし、【下表】に該当する方は申請により1割負担になります。 対象者には、申請書を郵送していますので、お住まいの区の市民総合窓口課 に申請してください。

3割負担と判定されても1割負担となる方

同一世帯の被保険者	2019年中の収入合計
1人	383万円未満*
2人以上	520万円未満

*383万円以上であっても、同一世帯の70~74歳の方を含めた収入合計が520万円未満の場合、1割負担となります。

• 後期高齢者医療制度に関すること

問区役所市民総合窓□課

中 央 ☎221-2133 花見川 ☎275-6278 稲 毛 ☎284-6121 若 葉 ☎233-8133 緑 ☎292-8121 美 浜 ☎270-3133 健康保険課 ☎245-5170 M245-5544

消防局市民見学会

• 国民健康保険に関すること

若 葉 ☎233-8131

閻区役所市民総合窓□課

消防ヘリコプターおおとりやレスキュー 隊訓練などが見学できる市民見学会を開催 します。普段見られない消防の世界をのぞ いてみませんか。

日 時 7月18日出10:00~12:00

場 所 消防総合センター

対 象 市内在住の方

定 員 先着200人

申込方法 Eメールで必要事項を明記して、市役所コールセンター Ellevent@callcenter-chibacity.jpへ。電話、FAXも可。

中 央 ☎221-2131 花見川 ☎275-6255 稲 毛 ☎284-6119

緑 ☎292-8119 美 浜☎270-3131

間市役所コールセンター ☎245-4894 🚾248-4894

夏の交通安全運動

「交さ点 命のきけんが かくれんぼ」をスローガンに7月10日倫~19日回の10日間、夏の交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践により交通事故をなくしましょう。



運動重点目標

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの 正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

間地域安全課 ☎245-5148 🚾245-5637